

令和7年度 第2回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和7年5月15日(木)午後2時00分～午後3時52分
- 2 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員(13名)、欠席委員(2名)

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	×	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	×	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等(5名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員(3名)、農業振興課(1名)

- 4 議事録署名委員の指名 6番 安藤 大作 7番 山崎 淳三

5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 報告第4号 農地所有適格法人の要件審査について

6 議 事

- (1) 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
- (2) 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替) (案)について
- (3) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第12号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第13号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

事務局長（総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は13名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行 ～

日程1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。
6番委員、7番委員

日程3

報告事項

議 長 前回定例総会から本日までの経過の報告。(資料に基づき説明)
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第4号 農地所有適格法人の要件審査について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程4

議 事

◆議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について

議 長	本件について、提出者の説明を求めます。
(農業振興課)	(資料に基づき説明)
議 長	提出者の説明が終わりました。 本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。
	《意見・質疑なし》
	無いようですので、質疑を打ち切ります。 本件については特に意見がありませんので、「議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について」は「意見なし」として市に報告します。
	◆議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について
	本件について、提出者の説明を求めます。
(農業振興課)	(資料に基づき説明)
議 長	提出者の説明が終わりました。 本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。
	《意見・質疑なし》
	無いようですので、質疑を打ち切ります。 本件については特に意見がありませんので、「議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について」は「意見なし」として市に報告します。
	(農業振興課職員 退席)
	◆議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
	本件について、事務局の説明を求めます。
(事務局)	(資料に基づき説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
	ここで、番号 1 番から 8 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。 番号 1 番の案件を 12 番委員に、番号 2 番と 3 番の案件を 10 番委員に、番号 4 番から 6 番の案件を 9 番委員に、番号 7 番の案件を 13 番委員に、番号 8 番の案件を 11 番委員に お願いします。
	(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告 審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。
12 番委員	
10 番委員	
9 番委員	
13 番委員	
11 番委員	

- 議 長 地区審査会の報告が終わりました。
議案第 10 号の 8 案件についてこれより質疑を許可します。
- 2 番委員 番号 5 番の案件について、譲受人は耕作面積がありませんが、一体利用している農地があるとはどのような状況でしょうか。
- 議 長 本件について、事務局からの説明を求めます。
- (事務局) 譲受人は、親の名義の農地を実質耕作しているので、一体利用していると表現しました。
- 議 長 他にございませんでしょうか。
- 《意見・質疑なし》
- 無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 10 号の 8 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第 10 号の 8 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 「議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。
- ◆議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 本件について、事務局からの説明を求めます。
- (事務局) (資料に基づき説明)
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番と 2 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の案件を 12 番委員に、番号 2 番の案件を 11 番委員にお願いします。
- (地区審査結果の報告)
- 12 番委員 審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。
11 番委員
- 議 長 地区審査会の報告が終わりました。
議案第 11 号の 2 案件についてこれより質疑を許可します。
- 《意見・質疑なし》
- 無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 11 号の 2 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第 11 号の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手全員)

「議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 12 号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から 13 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の案件を 12 番委員に、番号 2 番から 4 番の案件を 2 番委員に、番号 5 番と 6 番の案件を 1 番委員に、番号 7 番から 9 番の案件を 13 番委員に、番号 10 番から 13 番の案件を 11 番委員にお願いします。

12 番委員 (地区審査結果の報告)※左記委員順に報告
2 番委員 調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。
1 番委員
13 番委員
11 番委員

議長 地区審査会の報告が終わりました。
議案第 12 号の 13 案件について、これより質疑を許可します。

2 番委員 番号 12 番、13 番の案件について、3 年前にも申請がありましたがこの 2 件だけ残っている理由はなぜですか。

議長 本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) 前回の申請時に漏れがあったためです。

議長 他にございませんでしょうか。

12 番委員 事務局に教えていただきたいのですが、51 条の規定とはなんのでしょうか。

議長 本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) 農地法第 51 条の規定とは、違反転用に対する行政処分の規定です。農地を農業委員会の許可なしに無断で転用したり、転用許可に違反した場合などに、行政処分が科せられる可能性があります。

議長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 12 号の 13 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。
これから採決します。議案第 12 号の 13 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 12 号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第 13 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。
地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。
本案件を 9 番委員と 25 番委員にお願いします。
なお、迅速かつ適切に幹旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員の支援や協力も不可欠であります。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議長 本件について、ご意見はございませんか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、これをもちまして、令和 7 年度第 2 回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定による議事録書名については、原本による。